

県北広域振興局長告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成30年7月11日から同年8月8日まで関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月6日

県北広域振興局長 南 敏 幸

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
九戸村土地改良区（九戸郡九戸村）	九戸村	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	九戸村役場